

道路巡回要領

静岡県道路公社（以下「公社」という。）の管理する有料道路等（以下「委託道路」という。）の業務委託の契約において実施する。

（目的）

第1条 道路巡回は、道路の状態や利用状況等を把握し、道路管理上の危険防止を図る等道路交通の安全を確保することを目的とする。

（道路巡回の実施）

第2条 道路巡回は原則として平常時1日2回（午前、午後各1回）以上実施する。

2 その他異常時に公社の指示により随時実施するものとする。

（道路巡回の区間）

第3条 道路巡回の区間は、料金徴収業務委託特記仕様書第2条に定める委託道路の全線（起点から終点まで）とする。

（道路巡回の要員）

第4条 道路巡回は、あらかじめ公社へ届け出た道路巡回要員名簿（様式第1号）に記載された要員1名以上で実施するものとする。

（ヘルメット等の着用）

第5条 道路巡回は、所定の服装（受託会社の制服又は作業着、ヘルメット、安全ベスト及び運転並びに安全な作業のできる靴）を着用して実施するものとする。

（使用車両及び携行品等）

第6条 道路巡回は、予め貸与を受けた車両を使用するものとする。道路巡回には、道路の状況等に応じ、事故等対応業務要領第8条第1項に規定する資器材のうち必要と認められるものを携行する。

2 前項の車両は、原則として道路パトロール車とし、第3条に規定する区間内を巡回のため走行中は黄色灯を点灯するものとする。

（交通安全）

第7条 道路巡回は、道路交通法を順守する他、交通状況を把握し、交通安全に注意して実施する。

（道路巡回の方法）

第8条 道路巡回は次に掲げる事項に着眼し、車両から視認できる範囲で実施する。ただし、状況により必要があると認められる場合は、安全な場所で降車して確認し、写真を撮影するものとする。

- (1) 路面の破損、凍結、積雪その他の異常による危険
- (2) 道路構造物等の損傷又は道路沿線における危険
- (3) 道路工事施工箇所への保安施設の不備
- (4) 道路交通障害物件、不法占用又は不正使用
- (5) その他気象状況、交通状況等

(道路への落下物等の処理)

第9条 道路巡回時に道路路面上に通行の支障となる落下物等を発見した場合は、速やかに除去する。ただし、除去作業にあたって危険を伴う場合や、時間のかかる場合は、危険の表示、交通制限等の応急措置を行い、非常連絡系統図により公社職員に速やかに連絡するものとする。

(危険箇所についての措置)

第10条 道路巡回によって危険箇所等を発見した場合は、危険の表示、交通制限等の応急措置を講ずるとともに、非常連絡系統図により速やかに公社職員に報告し、その指示に従うものとする。

(道路巡回の記録)

第11条 道路巡回を実施した場合は、その結果を道路巡回日誌(様式第2号)に記入し、当月分を翌月5日までに公社へ提出する。また、公社から指示があった場合は随時道路巡回日誌を提出する。

道路巡回要員名簿届（新規・変更）

平成 年 月 日

静岡県道路公社理事長 様

届出者 住所
会社名
代表者名 印

道路巡回要領第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり道路巡回要員名簿を提出します。

1 委託業務の名称

2 契約年月日

3 道路巡回要員名簿

氏名	住所	生年月日	備考

備考：自動車運転免許証の写し及び届出者との雇用関係を証する書類を別途添付のこと。

道 路 巡 回 日 誌

道 路 名 _____

受 託 者 名 _____

平成 年 月 日 曜日						責任者	
天 候	車 種	時 間	区間及び箇所	発 生 事 項	処 理 内 容	実 施 者	
		～					
		～					
		～					
		～					
		～					
		～					
		～					
備 考	事故 工事箇所 気象等						

様式第2号 (用紙 日本工業規格 A4 横型)